

平成 27 年 11 月 10 日

平成 27 年(モ)第 122 号 裁判官に対する忌避の申立事件
(基本事件 宮崎地方裁判所延岡支部平成 27 年(ワ)第 28 号 表現の自由及び参政
権侵害事件)

福岡高等裁判所宮崎支部 御中

抗 告 理 由 書

抗告人 岩崎 信

抗告の理由

1. 判決に影響を及ぼすことが明らかな論理則・経験則違反がある

決定書 2 頁 3 行: 塚原裁判官と申立人との間で私的な利害が対立しているよう
な格別の事情があるとはいえず

とあるが、私的な利害が対立しているか否かにかかわらず、原告に対する被告の
立場にある者が、原告を当事者とする事件の裁判を担当することは、偏僻不公正
な裁判をするであろうとの予測を一般公衆に対して強いるものである(論理則・経
験則)から、裁判の公正が妨げられるべき事情があるといえるものである。

違法違憲といえる程の偏僻不公正極まる不法訴訟指揮行為が行われており、同
一当事者間の事件である当該事件についても、同様な偏僻不公正な不法訴訟
指揮行為が継続して繰り返されるであろうことは明白である。

2. 理由に食違いがある。(民訴法第 312 条-2-六)

2 頁 6 行目: また、②についてみても、申立人の主張は、基本事件の訴訟進行等に対する
主観的な不満を述べるものにすぎず、塚原裁判官について裁判の公正を妨げるべき客
観的な事情を指摘するものとはいえない。なお、申立人の主張を踏まえ、念のため関係記
録を精査して検討しても、基本事件において塚原裁判官が民訴法により委ねられた合理
的な裁量の範囲を超え、申立人にとって極めて偏頗な手続を行っているかのように申
立人の論難は当たらない。

これ以上の偏僻がありうることを想像することのできないような偏僻な訴訟指揮
を、合理的な裁量の範囲内ということはできない。これが偏僻でないとするれば、偏
僻な訴訟指揮は存在しないこととなり、論理則・経験則に反する。

合理的な裁量の基準の範囲についての判断の誤りがある。事実の評価・解釈に誤りがある。

原告が確実に出席できないことが周知されている日時に原告の同意なく口頭弁論期日を指定したことが、偏僻不公正でないとはいえない。憲法 82 条、32 条、14 条に適合しない訴訟指揮を合理的な裁量の範囲と評価することは不可能である。

とりわけ、憲法 21 条表現の自由、15 条参政権の侵害に関わる事件であることを考慮すれば、憲法 82 条 2 項に規定されるように、裁判の対審・公開について最大限の配慮がなされなければならない、原告が確実に出席できないことが予めわかっている日に口頭弁論期日を指定することは、言語道断の暴挙である。

3. 忌避申立の理由 2 頁 27 行目から 5 頁 23 行目についての判断の遺脱がある。
(民訴法第 338 条-九)
4. 以上のとおり、憲法 82 条、32 条、14 条、76 条 3 項、市民的政治的権理国際規約 14 条に適合しない決定であるから、破棄されなければならない。

以上